

すくもサニタイトパーク基本設計業務委託

特記仕様書

1. 業務委託名

令和2年度 建委第5号(商)

すくもサニタイトパーク基本設計業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和2年12月10日まで

3. 業務内容

『すくもサニタイトパーク』は平成3年に整備され、観光拠点として利用されてきた。しかしながら、整備後29年が経過した現在、利用が低下したエリアや施設の著しい老朽化が見られるようになり、再整備をする必要性が出てきたため、基本設計業務を委託するものである。

4. 設計と条件

1) 計画敷地の概要

ア. 地名地番	宿毛市坂ノ下 1023-44
イ. 敷地面積	14,729m ²
ウ. 用途地域	都市計画区域外
エ. 容積率/建蔽率	なし

2) 対象とする整備内容

ア. トイレ新設

- ・機能：女子便器4箇所、男子便器1箇所、小便器3箇所、多目的1箇所（子供トイレ有）程度
- ・外壁部分にバーベキュー等で使用した道具を洗う洗い場を設置

イ. 敷地内歩道整備

- ・車いすの利用や高齢者、幼児の歩行を考慮した幅員、路面とする。
- ・照明等の配置

ウ. イベントスペース整備

- ・テナント前広場をイベントスペースとして再整備

- エ. 駐車場整備
 - ・ 駐車場までの進入路及び区画線の再整備
- オ. バーベキュースペース整備
 - ・ 6人程度でのバーベキュースペース×5区画程度
- カ. キッズスペース整備
 - ・ 小さな遊具やアスレチック等
- キ. 既存テナントの改修
 - ・ 既存浄化槽のやり替え
 - ・ 外壁の塗装塗り替え
 - ・ 各テナントの排水改修
- ク. 周辺樹木の伐採及び整備
- ケ. 既存トイレ及び浄化槽の撤去
- コ. 海へのアクセス整備
 - ・ 道の駅から海岸へ降りるための通路整備（階段等）

5. 基本設計業務の内容

- 1) 与条件の確認、調査
- 2) 基本方針の検討
 - ・ 空間基本構成、景観、意匠等の基本方針
 - ・ 造成の基本方針
 - ・ 植栽の基本方針（主に既存樹木等の活用、間伐）
 - ・ 整備水準、目標工事費の検討
- 3) 基本設計図の作成
 - ・ 基本設計平面図
 - ・ 施設配置計画図、施設計画平面図、植栽計画配置図、撤去計画平面図、主要断面図、供給処理設備計画平面図等の作成、主要施設の構造イメージ図の作成
- 4) 概算工事費の算出
- 5) 工程表の作成
- 6) 基本設計説明書の作成
 - ・ 上記検討資料をとりまとめた報告書の作成
- 7) イメージパースの作成
 - ・ 決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図、アイレベルからのイメージスケッチの作成（A4サイズ3枚程度）

6. 成果品の提出

受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく次の設計図書を提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------|----|
| 1) 基本設計説明書（A4版） | 2部 |
| 2) 基本設計図（平綴じ） | 2部 |
| 3) 概算工事費及び工程表 | 1部 |
| 4) イメージパース | 1部 |
| 5) その他協議により定める提出物 | 1部 |
| 6) 報告書内容を記録した電子媒体（CD） | 1部 |

7. 業務留意事項

- 1) 現地調査により既存状況に応じた構造・設備計画とすること。
- 2) 施設を運営しながらの改修工事となるので、できる限り施設運営に支障が出ない工法による工事計画とすること。
- 3) 工期の短縮に繋がる施工性の向上に資する計画とし、工事費の削減に努めること。

8. 業務の処理

- 1) 受託者は、市係員の指示に従い業務に必要な調査を行い関係法令に基づいて資料を作成するものとする。
- 2) 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、市係員と連絡をとり、かつ十分に打ち合わせをして業務の目的を達成しなければならない。
- 3) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務の各区分ごとに市係員に中間報告をして、その承認を得なければならない。
- 4) 市は、敷地図、土質関係資料、計画概要、関連用途施設設計図書その他業務に必要な資料を受託者に貸与する。本資料は、業務終了後速やかに指定の場所に返却しなければならない。

また、毎月の月末には市係員の指示に従い成果品の一部を提出する等、業務進捗状況を市係員に報告すること。

- 5) 受託者は、業務着手時に業務計画書を提出し、承認を受けること。
 - ・業務内容
 - ・業務実施工程
 - ・管理技術者及び実施体制業務内容
 - ・その他
- 6) 受託者は、市の要請に応じ、関係打合せ及び作業に協力するものとする。

9. 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義があるときは、すみやかに市係員の指示を受けなければならない。

10. 秘密の保持

受託者は、作成する設計図書及びそれに係わる資料並びに、市から提供を受けた関連資料を当該設計に携わる者以外に漏らしてはならない。

特に積算に関する資料については、厳重な管理をしなければならない。

11. その他

市係員の承諾があった場合は本仕様書によらないことができる。